都 道 府 県保健所設置市特 別 区

都道府県労働局

各

衛生主管部局 御中 民生主管部局 御中 労働基準部 御中

職業安定部御中

厚生労働省健 課 康 局 総 貉 医 政 局 総 務 課 品 医 局 務 課 食 労働基準局安全衛生部労働衛生 課 職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課 用 均 等 ・ 児 童 家 庭 局 総 務 課 社 会 援 護 局 総 務 課 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課 老 健 局 総 務 課

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について(周知依頼)

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。 昨年の夏も、熱中症による健康被害が数多く報告されました。

気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

このため、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、別添のとおりリーフレットを作成しております。貴自治体及び貴労働局におかれましては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、管内市町村、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、広く呼びかけていただきますようお願いいたします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児(者)、小児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いいたします。また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関

等への注意喚起及び周知徹底方よろしくお願いいたします。

また、「効果的な熱中症予防のための医学的情報等の収集・評価体制構築に関する研究」(平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業、研究代表者:昭和大学三宅康史)において、日本救急医学会の協力の下、「熱中症診療ガイドライン2015」を作成いたしました。当該ガイドラインは厚生労働省ホームページ熱中症関連情報(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/)のページからダウンロードしていただけますので、併せて御活用いただきますようお願いいたします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いいたします。

なお、職場での熱中症予防対策については、都道府県労働局長宛て、「平成27年の職場に おける熱中症予防対策の重点的な実施について」(平成27年5月14日付け基安発0514第1号、 厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知)により通知しておりますので、御承知おき下さい。

(担当者)

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

小貫 正子、吉住 奈緒子、鈴木 麻利

TEL : 03-5253-1111 (内: 2394)

FAX: 03-3503-8563

e-mail : onuki-masako@mhlw.go.jp

yoshizumi-naoko@mhlw.go.jp

suzuki-mari@mhlw.go.ip